

## 申請時における注意事項

### ① 配偶者の所得の勘案

特別養護老人ホーム等の入所に際して、住所を異動して配偶者と住民票の世帯が別になっている場合であっても、配偶者が市町村民税課税者である場合は、介護保険負担限度額認定の対象となりません。

配偶者の範囲…事実婚を含む。行方不明、DV防止法に規定する暴力があった場合を除く。

### ② 預貯金等の勘案

夫婦の預貯金等資産が、基準を超える場合は、介護保険負担限度額認定の対象となりません。

種類	対象	添付書類など
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し) <u>※下記、注意事項あり</u>
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	○	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金(通帳の履歴にて引出のある金額も勘案される場合があり)・タンス預金	○	利用された金額の領収証など必要な場合もあり(資産状況により、後日提出が必要)
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	借用証書など
生命保険・自動車・時価評価額の把握が困難な貴金属等	×	—

※基準額以下となる資金の移動(通帳からの引き出しなど)や多額の出入金があるときは、その用途の確認および使途に関わる領収証の写し等の提出が必要となる場合があります。

### ③ 非課税年金の勘案

利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入も含めて判定しています。原則は、年金保険者から市へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握するために、**非課税年金の受給がある方は、前年に受給した非課税年金の種類をご記入ください。**

※非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金・寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を言います。ただし、前記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても判定の対象となりません。

申請に当たって(別添の申請書「記入例」と「預貯金等通帳の写しについて」も、必ずご確認ください。)

- 虚偽の申告に基づき介護保険負担限度額認定を受け、特定入所者介護(予防)サービス費(食費・居住費)の支給を受けた場合は、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。
- 生活保護を受給されている方については、申請にあたって配偶者及び預貯金等の申告等は不要です。
- 認定後、有効期限内であっても、預貯金等の増加により、認定条件に当たはまらなくなった場合は、介護保険負担限度額認定の対象とならないため、介護保険負担限度額認定証を返却してください。

【提出・問い合わせ先】

〒 275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市役所 健康福祉部 介護保険課

担当 給付係 電話番号 047-453-7345